

令和5年かすみがうら市条例第●号

かすみがうら市審議監の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、かすみがうら市審議監（以下「審議監」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長に直属して市政運営における重要施策に関する調査、調整等を行わせるため、審議監1人を置く。

2 審議監は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第3条第3項第4号に規定する特別職の職員とする。

3 審議監は、常勤とする。

(任期)

第3条 審議監の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(給与及び旅費等)

第4条 審議監の給料の月額は、35万6,800円とする。

2 退職手当は、支給しない。

3 前2項に規定するもののほか、審議監の給与及び旅費については、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第40号）に規定する教育長の例による。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議監に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

2 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和5年4月から令和8年7月までの市長の給料月額に関する特例措置)

5 市長の給料月額は、令和5年4月から令和8年7月までの間で、かつ、かすみがうら市審議監の設置等に関する条例(令和5年かすみがうら市条例第●号)第2条の審議監を置く間に限り、第3条の規定にかかわらず、別表第1に定める給料月額から当該額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条に規定する期末手当及び市町村職員退職手当条例(昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第22号)の規定により支給する手当の算定の基礎となる給料月額については適用しない。

(失効)

3 この条例は、令和8年7月22日限り、その効力を失う。

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表(附則第2項関係)

改正前	改正後
附 則 1～4 (略)	附 則 1～4 (略) <u>(令和5年4月から令和8年7月までの市長の給料月額に関する特例措置)</u> 5 市長の給料月額は、令和5年4月から令和8

年7月までの間で、かつ、かすみがうら市審議監の設置等に関する条例(令和5年かすみがうら市条例第●号)第2条の審議監を置く間に限り、第3条の規定にかかわらず、別表第1に定める給料月額から当該額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条に規定する期末手当及び市町村職員退職手当条例(昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第22号)の規定により支給する手当の算定の基礎となる給料月額については適用しない。